

第2期募集

にぎわいづくり認定事業

「自分の力で、まちににぎわいをつくりたい」
「今のまちづくり活動をもっと拡大したい」
「イベント立ち上げ時の助成があればなあ」
そんなあなたを「北九州市にぎわいづくり懇話会」が
応援します！！



【対象事業】

- ①平成30年11月1日(木)～平成31年3月15日(金)の間で実施されるまちの
にぎわいにつながるイベントや事業
- ②**新規性・独創性**があり、次年度以降の事業の**継続性**が認められる事業
※**新たな事業**を**優先的**に支援します。

【申請条件】

自ら事業主体となり、継続的に責任を持って事業を実施し、拡大させる意思を持った個人または団体。

【助成内容】

審査のうえ、優秀な提案に対して 予算の範囲内で事業費の一部を助成します。
その他にも広報PRや人的ネットワークの拡大支援もあります。

- ※ 助成金額は、対象経費の3分の2以内で50万円を上限額とします。
- ※ 対象経費は、広報、宣伝、プロモーション等に要する経費、調査・分析等に要する経費、その他、にぎわいづくり懇話会が必要と認める経費 です。



お問い合わせ・応募先

〒802-0001
北九州市小倉北区浅野3丁目8番1号
AIMビル4階
北九州市にぎわいづくり懇話会事務局
(北九州市産業経済局MICE推進課内)
担当: 塔崎・川嶋
TEL: 093-551-8152
FAX: 093-551-8151
E-mail: san-mice@city.kitakyushu.lg.jp

「北九州市にぎわいづくり懇話会」

とは、市内の主要企業やまちづくり団体等で組織する民間のにぎわいづくり推進団体です。

情報誌「雲のうえ」の発行や「にぎわいづくり認定事業」による集客交流の振興、「北九州市ふるさとかるた」普及促進による本市の魅力の再発見など様々な取組みを行っています。

【申請方法】

- 1 所定用紙に記入のうえ、事務局に**郵送**でご申請ください。
※押印のある原本を提出いただく必要があるため、郵送での申し込みとなります。
Eメールで申請された場合は、押印原本を別途郵送いただく必要があります。
- 2 所定用紙に独自の企画書等を添付しても結構です。
- 3 所定用紙は、ホームページよりダウンロードできます。
※ 所定用紙は、北九州市広報室広聴課、産業経済局MICE推進課、各区役所総務企画課にも設置しています。

【申請から認定の流れ】

募集締切後、申請者による**プレゼンテーション審査**を経て認定者を決定いたします。
(申込者多数の場合、プレゼンテーション審査の対象者を書類審査にて選考することがあります)

申請書類を
提出

プレゼンテーション
審査 (4、5分間)

認定者発表

締切

平成30年9月28日 (金)

※ 事務局必着



10月中旬
※詳細は決定次第
お知らせします。



10月下旬

認定書



【申請の際の注意】

- 1 対象となる事業は、**平成30年11月1日(木)～平成31年3月15日(金)の間に実施もしくは成果が得られる事業**に限ります。
- 2 10月中旬に、申請者によるプレゼンテーション審査を予定しています。
詳細は、決定次第お知らせします。
- 3 プレゼンテーションは、1団体4,5分間を予定しています。当初提出して頂いた資料のほかに、任意で新たな資料（パワーポイント等）を使用して頂いても構いません。
(要事前申込)
- 4 申請者多数の場合、書類のみで事前審査をさせて頂く場合があります。
- 5 本事業の趣旨に沿わない申請の場合、審査を受けられない場合があります。
- 6 提出された資料は返却いたしませんので、ご了承ください。
- 7 認定の可否については、応募者全員に事務局からご連絡します。
- 8 **他の行政機関等から助成金を受けている事業は応募できません。**
- 9 応募要領の詳細や最新情報、よくあるご質問についてはホームページに掲載しますので、ご確認ください。
- 10 事業実施後、事業報告プレゼンテーションをしていただくこともあります。

申請用紙ダウンロード・募集要項・過去の認定事業の状況は、こちらを検索してください。

北九州市にぎわいづくり懇話会
情報サイト



<http://www.lets-city.jp/>

